豊中市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の自立と福祉の増進を図るため、地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年８月１日厚生労働省障発第 0801002 号）に規定する日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の内容）

第２条　事業の内容は、在宅の重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、及び難病患者等（以下「重度障害者等」という。）であって日常生活用具（以下「用具」という。）を必要とするものに対し当該用具を給付又は貸与すること（以下「給付等」という。）とする。

（用具の品目及び給付等の対象者）

第３条　この要綱による給付等の対象者は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に記録されているものであって、用具の品目及び給付等の対象者は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた者はこの限りでない。

(1) 重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者については、別表１の「品目」に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「障害及び程度」欄に掲げるものとする。

(2) 難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第４条第１項の政令で定めるもので、特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度であるもの）については、別表２の「品目」に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「障害及び程度」欄に掲げるものとする。

このうち、難病等と重複する小児慢性特定疾病の児童については、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業ではなく、本事業を優先して給付することとする。

2　ただし、次の各号に揚げる者は対象者から除くものとする。

(1) 介護保険法（平成９年法律第 123 号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者

(2) 用具の給付等を受けようとする重度障害者及びその配偶者、又は重度障害児（18 歳未満）が属する世帯の生計維持者のうちいずれかの者が、申込みのあった月の属する年度（申込みのあった月が４月から６月までの間にあっては、前年度）分の市民税所得割の額が 46 万円以上である者

3　既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申込みについては、前回の給付日より別表１及び２の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認めら

れる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が重度障害者等の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

（給付の申込）

第4条　用具の給付を受けようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、日常生活用具給付申込書を市長に提出しなければならない。なお、別表1及び2の「障害及び程度」欄の「要意見書」に該当する場合は、意見書を添えて申込むものとする。

（調査）

第5条　市長は、前条の規定による申込みがあったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具調査書を作成し、給付の要否を決定しなければならない。

（給付の決定及び交付）

第6条　市長は、前条の調査により用具の給付を決定したときは日常生活用具給付決定通知書により、給付を却下したときは却下決定通知書により、それぞれ申込者に通知するものとする。

2　市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を申込者に交付するものとする。

（用具の給付）

第7条　前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者又はその保護者（以下「給付決定者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（用具の貸与）

第8条　用具の貸与については、豊中市身体障害者福祉電話貸与実施要綱に定めるところによる。

（自己負担額）

第9条　給付決定者は、当該用具の品目ごとに別表1及び2の「基準額」の欄に定める額の範囲内で市長が定める額の100分の10に相当する額として市長が定める額（以下「自己負担額」という。）を業者に支払わなければならない。

2　自己負担額の算定に際して円未満は切り捨てるものとする。

3　前項の規定にかかわらず給付決定者に係る同一月における自己負担額の合計額は、当該給付決定者が生活保護世帯に属する場合は0円とし、当該給付決定者及びその配偶者、又は対象児童（18歳未満）が属する世帯の生計維持者の者が、申込みのあった月の属する年度（申込みのあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の市民税が課されない場合も0円、その他の場合は月額24,000円をそれぞれ上限額とする。

（自己負担額の変更）

第10条　市長は、給付決定者の属する世帯に特別な理由があると認められる場合は、自己負担額を変更することができる。

（業者への支払い）

第11条　市長は、業者から用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の品目ごとに別表1および2の「基準額」の欄に定める額の範囲内で市長が定める額から自己負担額を控除した額を業者に支払うものとする。

2　前項の請求には給付券を添付しなければならない。

（貸与の終了）

第12条　用具の貸与を受けた者は次の各号のいずれかに該当するときは、用具の貸与を市長に返還するものとする。

(1) 死亡、または市内に居住地を有しなくなったとき。

(2) 重度身体障害者等でなくなったとき。

(3) 貸与を受けた者が負担することになっている費用の支払いを指定された最終支払期日以上に遅延したとき。

(4) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(5) その他、市長が必要でないと認めたとき。

（譲渡等の禁止）

第13条　給付等決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

（費用の返還）

第14条　市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者があるとき又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

（排せつ管理支援用具の特例）

第15条　市長は、重度障害者等の申込手続きの利便を考慮し、排せつ管理支援用具（別表1に掲げるストーマ用装具及び紙おむつ等をいう。以下同じ。）については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として2カ月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表の基準額（月額）の範囲内で1カ月に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額の2倍（2カ月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申込み1回につき3枚（半年分）まで一括交付すること。

(4) 第9条第1項に規定する自己負担額については、給付券1枚に記載された数量に相当する額とすること。ただし、同条第3項に規定する同一月における自己負担額の合計額の算定については1カ月ごとに行うこと。

（点字図書及び居宅生活動作補助用具の購入等）

第16条　点字図書の給付については、豊中市身体障害者点字図書給付事業実施要綱に定めるところによる。また、居宅生活動作補助用具の購入等については豊中市在宅重度障害者居宅生活動作補助用具助成事業要綱に定めるところによる。

（施行細目）

第 17 条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則　この要綱は平成 18 年（2006 年）10 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は平成 19 年（2007 年）　8 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は平成 19 年（2007 年）12 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は平成 21 年（2009 年）　4 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は平成 22 年（2010 年）　4 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は平成 23 年（2011 年）　4 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は平成 24 年（2012 年）　4 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は平成 25 年（2013 年）　4 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は平成 26 年（2014 年）　4 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は平成 27 年（2015 年）　4 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は平成 31 年（2019 年）　4 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は令和元年（2019 年）　6 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は令和 3 年（2021 年）　3 月 1 日から実施する。

附則　この要綱は令和 3 年（2021 年）5 月 1 日から実施する。

別表１

品　　目		基準額（円）	耐用年数	障害及び程度
浴　槽 浴槽（湯沸器含む）		58,300 91,000	8 年	１・２級の下肢又は体幹機能障害者（原則として学齢児以上） １・２級の視覚障害者、１・３級の心臓、じん臓、又は呼吸器機能障害者（18 歳以上）
湯沸器		50,000	8 年	
便器 （ポータブルトイレ）		4,450 手すり付 9,850	8 年	１・２級の下肢又は体幹機能障害者(児) (原則として学齢児以上)
特殊便器 （ウォッシュレット）		151,200	8 年	上肢障害１・２級の者(児)(原則として学齢児以上) 重度の知的障害者(児)　(原則として学齢児以上)
特殊マット （ 防水シーツ）		19,600	5 年	１級の下肢又は体幹機能障害者(常時介護を要する者) １・２級の下肢又は体幹機能障害児(原則として３歳以上) 重度の知的障害者(児)(原則として３歳以上) 1 級の精神障害者
特殊寝台		154,000	8 年	１・２級の下肢又は体幹機能障害者
訓練用ベッド		159,200		同上の児童(原則として学齢児以上)
情報・通信支援用具		100,000	6 年	１・２級の上肢又は１・２級の視覚障害者 (原則として学齢児以上)
視覚障害者用 ポータブル レコーダー	録音再生機 再生専用機 テープレコーダー	85,000 35,000 23,000	6 年	視覚障害２級以上の者(児)(原則として学齢児以上)
視覚障害者用時計 (音声・触読式)		触読時計 10,300 音声時計 13,300	10 年	視覚障害１・２級の者
点字タイプライター		63,100	5 年	視覚障害１・２級の者(児)(本人が就労もしくは就学している者(児)、または就労見込のもの)
訓練いす		33,100	5 年	１・２級の下肢又は体幹機能障害児(原則として 3 歳以上)
電磁調理器		41,000	6 年	視覚障害１・２級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)　重度の知的障害者　1 級の精神障害者
聴覚障害者用 屋内信号装置	アラートマスター 屋内信号灯 目覚時計 信号装置セット	36,100 17,800 15,300 87,400	10 年	聴覚障害２級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)

火災警報器	15,500	8年	１・２級の身体障害者(児) 重度の知的障害者(児) 1級の精神障害者	火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
自動消火器	28,700	8年		
視覚障害者用体重計 (音声式)	18,000	5年	視覚障害１・２級の者 （視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	
特殊尿器	67,000	5年	１級の下肢又は体幹機能障害者(児)(常時介護を要する者に限る)(原則として、学齢児以上)	
入浴担架	82,400	5年	１・２級の下肢又は体幹機能障害者(児)(原則として３歳以上で入浴に当たって家族等の介助を要する者に限る)	
透析液加温器	51,500	5年	じん臓障害１・３級で、在宅で自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行う者(児)(原則として３歳以上)	
体位変換器	15,000	5年	１・２級の下肢又は体幹機能障害者(児)(原則として、学齢児以上で下着交換等に当たって家族等の介助を要する者に限る)	
福祉電話 （貸　与）			難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として２級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる市民税非課税世帯)	
頭部保護帽	12,160	3年	重度の知的障害者(児)及び１級の精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの 下肢又は体幹機能障害者（児）で頻繁に転倒するもの	
ネブライザー（吸入器）	36,000	5年	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められるもの（要意見書） (原則として学齢児以上)	
聴覚障害者用通信装置 （ファックス）	71,000	5年	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(児)(原則として学齢児以上)	
点字図書			主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(児)(点字新聞は視覚障害者)	
携帯用会話補助装置	98,800	5年	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者(児)（要意見書） (原則として学齢児以上)	
視覚障害者用体温計 (音声式)	9,000	5年	視覚障害１・２級の者(児)(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(原則として学齢児以上)	

入浴補助用具		90,000	8年	下肢又は体幹機能障害者で入浴に介助を必要とする者（児）（原則として３歳以上）
移動用リフト		159,000	4年	１・２級の下肢又は体幹機能障害者(児)(原則として3歳以上)
視覚障害者用拡大読書器		198,000	8年	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者(児）（原則として学齢児以上）
聴覚障害者用情報受信装置		89,800	6年	聴覚障害者(児)のうち必要と認められる者
移動・移乗支援用具		60,000	8年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(児)(原則として３歳以上)
たん吸引器	電気式 卓上式	56,400 41,930	5年	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められるもの（要意見書） (原則として学齢児以上)
点字ディスプレイ		383,500	6年	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級)の身体障害者であって、必要と認められる者。 視覚障害２級以上の障害児（学齢児以上）であって、必要と認められる者。
居宅生活動作補助用具		200,000	１回限り	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る） 障害等級１・２・３級の者(児) （ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者）（原則として学齢児以上）
視覚障害者用 活字文書読上げ装置		99,800	6年	視覚障害者(児)２級以上　（原則として学齢児以上）
点字器	標準型 携帯用	10,712 7,416	7年 5年	視覚障害者(児)(原則として学齢児以上)
人工喉頭	笛式 電動式	5,150 72,203	4年 5年	音声言語機能障害者で喉頭を摘出した者（児）
歩行補助つえ（一本杖のみ）Ｔ字状・棒状のつえ	木材製 軽金属製	2,310 3,150	3年	下肢又は体幹機能障害者（児）（原則として３歳以上）

<table>
<tr><td rowspan="4">収尿器</td><td rowspan="2">男性用</td><td>普通型</td><td>7,931</td><td rowspan="4">1年</td><td rowspan="4">排尿障害により収尿器を必要とする者</td></tr>
<tr><td>簡易型</td><td>5,871</td></tr>
<tr><td rowspan="2">女性用</td><td>普通型</td><td>8,755</td></tr>
<tr><td>簡易型</td><td>6,077</td></tr>
<tr><td colspan="2">ストーマ用装具</td><td>消化器系
尿路系</td><td>8,858/月
11,639/月</td><td>－</td><td>膀胱又は直腸機能障害者（児）</td></tr>
<tr><td colspan="3">紙おむつ等（紙おむつ、さらし、ガーゼ、脱脂綿、洗腸用具）</td><td>12,000/月</td><td>－</td><td>身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する3歳以上の者（要意見書）
１）治療による軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者
２）先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある者
３）先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で必要と認められるもの
４）脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で必要と認められるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">人工呼吸器用自家発電機、外部ﾊﾞｯﾃﾘｰ（充電器、ｲﾝﾊﾞｰﾀ含む）のいずれか１種目</td><td>100,000</td><td>5年</td><td>在宅で人工呼吸器を装着している重度身体障害者（児）（要意見書）</td></tr>
<tr><td colspan="3">視覚障害者用物品識別装置</td><td>59,800</td><td>6年</td><td>視覚障害で１・２級の者（児）（原則として学齢児以上）</td></tr>
<tr><td colspan="3">視覚障害者用音声血圧計</td><td>16,800</td><td>5年</td><td>視覚障害で１・２級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</td></tr>
<tr><td colspan="3">動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）</td><td>157,500</td><td>5年</td><td>在宅で人工呼吸器を装着している重度身体障害者（児）（要意見書）</td></tr>
<tr><td colspan="3">地デジ対応ラジオ</td><td>29,000</td><td>5年</td><td>視覚障害で１・２級の者（児）（原則として学齢児以上）（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</td></tr>
</table>

※　補装具から移管されたものの基準額については、移管前の補装具の価格の100分の103（歩行補助つえについては100分の105）とする。

※　頭部保護帽、収尿器、ストーマ用装具及び紙おむつ等については、在宅であることを要しない。

※　人工呼吸器用自家発電機等の種目については、大阪府難病患者在宅高度医療機器整備費補助金事業の対象ﾊﾞｯﾃﾘｰ等の使用者は対象としない。

別表２

品　　目		基準額（円）	耐用年数	障害及び程度
便器（ポータブルトイレ）		4,450 手すり付 9,850	８年	移動が困難で介助を要する者（児）　※意見書等、難病疾患名が確認できるもの
特殊マット（防水シーツ）		19,600	５年	寝たきりの状態にある者（児）（日常的に寝返り、起き上がり、立ち上がりが自力でできない者）※要意見書
特殊寝台		154,000	８年	寝たきりの状態にある者（児）（日常的に寝返り、起き上がり、立ち上がりが自力でできない者）※要意見書
特殊尿器		67,000	５年	自力で排尿できない者（児）　※要意見書
体位変換器		15,000	５年	体位変換に介助を要する者（児）　※要意見書
入浴補助用具		90,000	８年	入浴に介助を要する者（児）　※意見書等、難病疾患名が確認できるもの
歩行補助つえ（一本杖のみ）T字状・棒状のつえ	木材製 軽金属製	2,310 3,150	３年	下肢又は体幹機能が不自由な者（児）　※意見書等、難病疾患名が確認できるもの
移動・移乗支援用具		60,000	８年	家庭内の移動等に介助を要する者（児）　※意見書等、難病疾患名が確認できるもの
たん吸引器	電気式 卓上式	56,400 41,930	５年	呼吸器機能に障害がある者（児）又は自力で排痰できない者（児）　※要意見書
ネブライザー（吸入器）		36,000	５年	呼吸器機能に障害がある者（児）又は気道の加湿や薬剤の直接投与等を必要とする者（児）　※要意見書
移動用リフト		159,000	４年	下肢又は体幹機能が不自由な者（児）（移動や立ち上がりが自力では困難な者）　※要意見書
居宅生活動作補助用具		200,000	１回限り	下肢又は体幹機能が不自由な者（児）　※要意見書
特殊便器		151,200	８年	上肢機能が不自由な者（児）（排便後の後始末に介助が必要な者）　※要意見書
訓練用ベッド		159,200	８年	下肢又は体幹機能が不自由な者（児）　※要意見書
自動消火器		28,700	８年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯　※意見書等、難病疾患名が確認できるもの

動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500	5年	人工呼吸器の装着が必要な者（児）　※要意見書
火災警報器	15,500	8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯　※意見書等、難病疾患名が確認できるもの
人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー（充電器、インバータ含む）のいずれか1種目	100,000	5年	在宅で人工呼吸器を装着している者（児）　※要意見書